

医療圏の設定及び基準病床数について

1 医療圏の設定について

(1)医療圏について

■ 都道府県は、医療計画の中で、病院の病床及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として区分する医療圏を定めることとされている。
(法第30条の4第2項第10号)

【医療圏の概要】

医療圏	設定の考え方	提供する医療	本県における現行の圏域数
三次医療圏	都道府県の区域を単位として設定 ただし、都道府県の区域が著しく広いことその他特別な事情があるときは、複数の区域又は都道府県をまたがる区域を設定することができる。	特殊な医療※	1 医療圏 (全県域)
二次医療圏	一体の区域として病院等における入院に係る医療を提供することが相当である単位として設定。 その際、以下の社会的条件を考慮する。 ・地理的条件等の自然的条件 ・日常生活の需要の充足状況 ・交通事情 等	一般の入院に係る医療	9 医療圏 (盛岡、岩手中部、胆江、両磐、気仙、釜石、宮古、久慈、二戸)

※特殊な医療の例

- ① 広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特に専門性の高い救急医療（高度救命救急センターなど）
- ② 経皮的カテーテル心筋焼灼術、腎移植等の先進的技術を必要とする医療（都道府県がん診療連携拠点病院など）
- ③ 高圧酸素療法、持続的血液濾過透析等特殊な医療機器の使用を必要とする医療
- ④ 先天性胆道閉鎖症等発生頻度が低い疾病に関する医療 等

(2)本県における二次医療圏について

- 本県では、圏域内の移動時間や受療行動との整合を考慮し、9つの二次医療圏を設定。
- 二次医療圏は、医療法上の取扱い（病床の整備を図るべき地域的単位）のほか、医療連携体制構築の単位、保健所の所管区域、医療計画以外の計画づくりにおける地域的単位として設定。

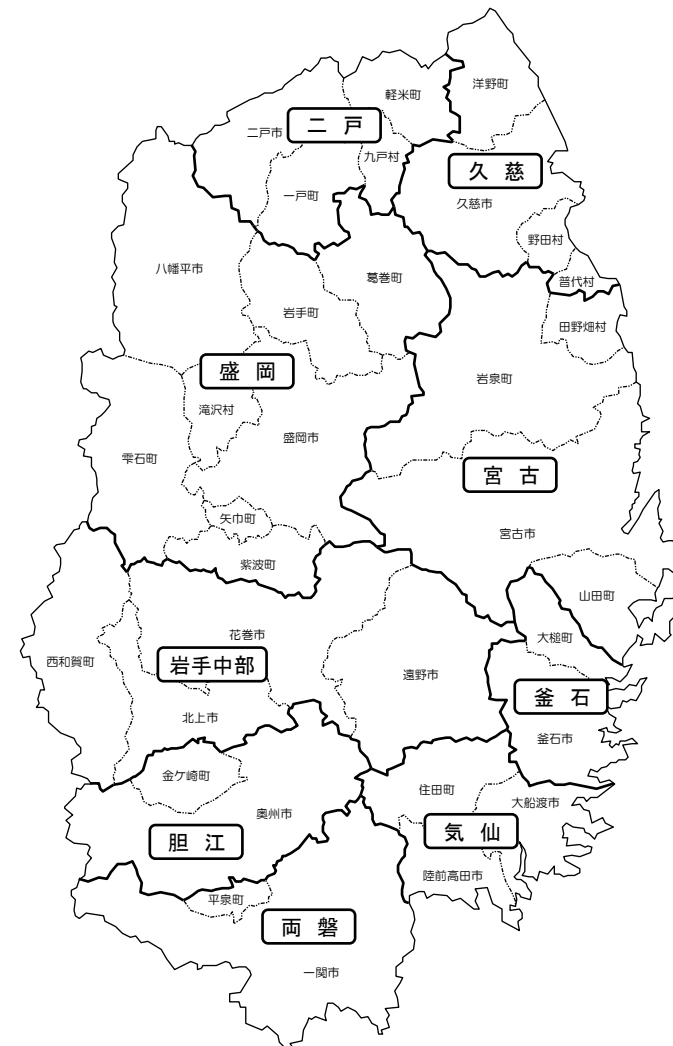
【前回設定時の考え方等】

設定の考え方	前回設定時の状況
【圏域内移動時間】 高齢者や障がい者等に配慮し、移動は一般道路を利用し1時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・各圏域の中心部まで概ね1時間以内で移動可能 ・八幡平市、葛巻町、岩泉町、西和賀町の一部では、圏域の中心部まで1時間以上の地域があるが、最寄りの医療機関まで1時間以内で移動が可能
【受療行動との整合】 初期医療、一般的な医療の圏域内完結状況	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域の自己完結率は、県全体で80%～90%台であり、ある程度、医療の完結性を確保 ・岩手中部、釜石、宮古は80%を下回っているが、ほとんどは盛岡へ流出
【救急搬送体制】 迅速な搬送	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年中の救急出場から医療機関等に収容するまでに要した時間は60分未満が約93%、60分以上が約7%と、ほとんどが1時間以内での搬送

【二次医療圏を単位として設定しているもの】

医療計画上の取扱い	
①公立病院等と民間医療機関との役割分担などの設定単位 ②地域医療の体系化と地域医療支援病院の整備目標の設定単位 ③二次救急医療体制の基本単位	
その他の計画等	
■保健福祉部関係 ①保健所の所管区域 ②医療安全支援センター ③がん診療連携拠点病院 ④第二種感染症指定医療機関（病床） ⑤高齢者福祉圏域 ⑥地域リハビリテーション支援体制 ⑦障がい保健福祉圏域 等	■県立病院関係 ①県立病院等の新しい経営計画 （二次医療圏を基本とした役割分担と施設の機能・規模の適正化）

【現行の二次医療圏域図】



(参考)前回の二次医療圏設定時における関係データ

【表1：交通状況（単位：分）】

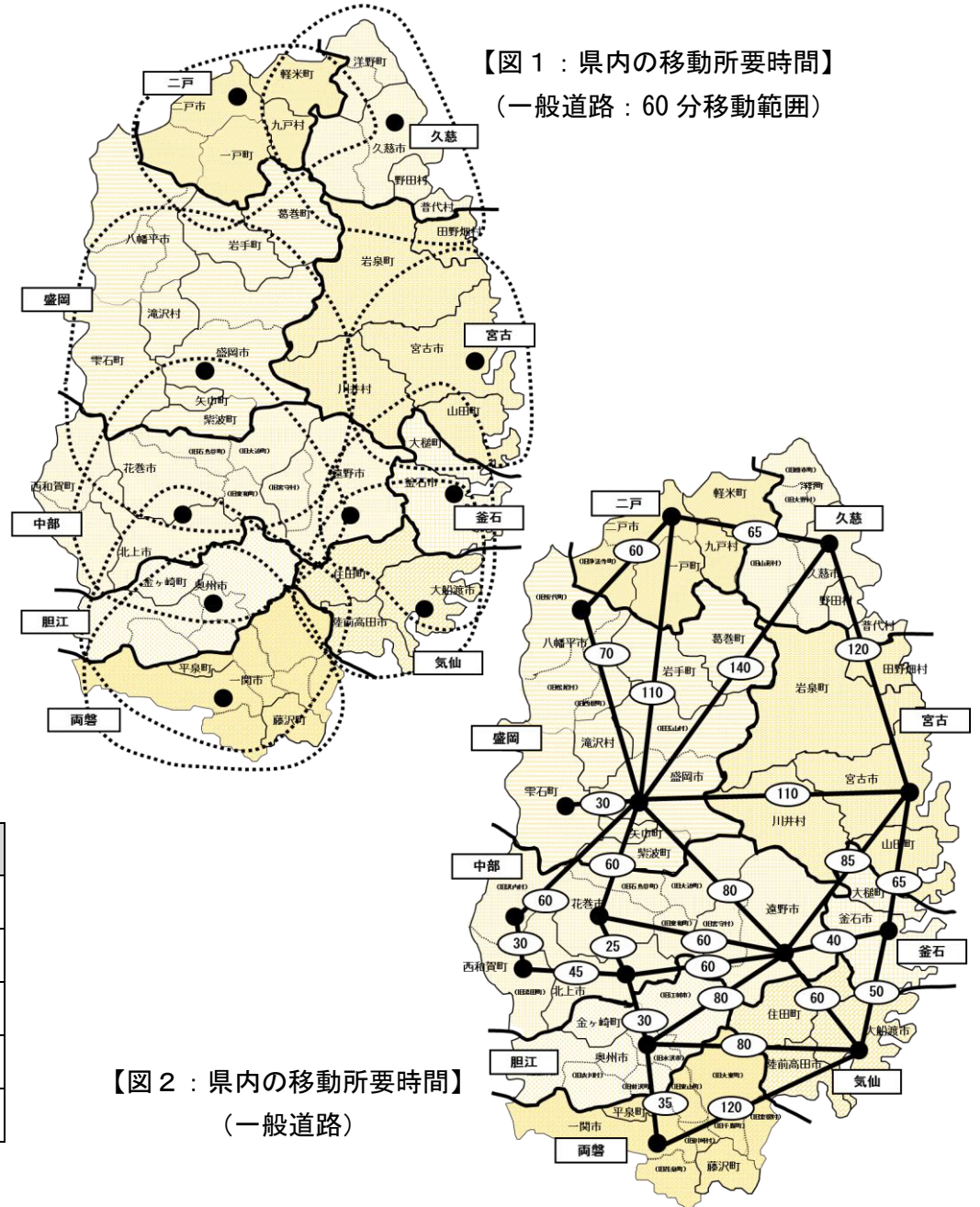
	盛岡	花巻	北上	胆江	両磐	気仙	遠野	釜石	宮古	久慈	二戸
盛岡	-	60	65	95	130	140	80	120	110	140	110
花巻	60	-	25	55	90	120	60	100	150	180	150
北上	65	25	-	30	65	120	60	100	170	205	175
胆江	95	55	30	-	35	80	80	120	165	235	205
両磐	130	90	65	35	-	120	115	155	200	270	240
気仙	140	120	120	80	120	-	60	50	140	260	250
遠野	80	60	60	80	115	60	-	40	85	205	190
釜石	120	100	100	120	155	50	40	-	65	190	230
宮古	110	150	170	165	200	140	85	65	-	210	185
久慈	140	180	205	238	270	260	205	190	210	-	65
二戸	110	150	175	205	240	250	190	230	185	65	-

【表2：受療行動（単位：％）】

	県全体	盛岡	中部	胆江	両磐	気仙	釜石	宮古	久慈	二戸
入院全体	84.8	98.1	75.3	80.7	83.7	81.0	77.2	68.2	86.7	82.1
がん	82.2	99.1	68.4	82.4	72.3	86.6	67.7	68.9	90.0	78.4
心疾患	87.9	99.5	79.6	89.5	91.7	87.9	81.6	76.4	85.2	80.4
脳疾患	87.2	99.2	85.0	87.9	77.3	78.0	83.3	75.5	83.0	85.9
糖尿病	89.5	98.6	82.1	93.6	87.8	90.5	80.9	66.7	84.2	90.5
小児科	65.8	80.8	69.2	47.6	66.7	61.1	69.8	28.0	65.2	69.2
産婦人科	78.9	97.4	53.7	73.5	77.6	77.4	0.0	29.4	96.4	60.0
小児科(外来)	96.5	99.5	93.8	89.9	97.2	92.8	95.7	93.6	97.3	99.1
産婦人科(外来)	90.7	97.8	80.8	85.4	93.7	90.9	88.2	97.8	93.2	86.7

【表3：救急出場から収容に要した時間別搬送人員（単位：人、％）】

分類	時間	10分未満	10分以上 20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 120分未満	120分以上	計	収容平均 所要時間
		人数	割合	人数	割合	人数	割合		
急病	人数	69	3,704	9,010	10,725	1,310	43	24,861	32.3
	割合	0.3	14.9	36.2	43.1	5.3	0.2	100.0	
交通事故	人数	15	796	1,559	2,133	366	13	4,882	34.1
	割合	0.3	16.3	31.9	43.7	7.5	0.3	100.0	
一般負傷	人数	21	794	1,607	1,999	347	18	4,786	34.0
	割合	0.4	16.6	33.6	41.8	7.2	0.4	100.0	
その他	人数	29	1,279	1,908	2,719	834	140	6,909	38.8
	割合	0.4	18.5	27.6	39.4	12.1	2.0	100.0	
計	人数	134	6,573	14,084	17,576	2,857	214	41,438	33.8
	割合	0.3	15.9	34.0	42.4	6.9	0.5	100.0	



【図1：県内の移動所要時間】

（一般道路：60分移動範囲）

【図2：県内の移動所要時間】

（一般道路）

2 基準病床数について

(1) 基準病床数制度について

- 二次医療圏等ごとの病床数の整備目標であるとともに、それを超えて病床数が増加することを抑制するための基準となる病床数（基準病床数）を算定。
- 「既存病床数」が「基準病床数」を超える地域（病床過剰地域）では、病院開設・増床を許可しないこととなっている。
- 基準病床数制度により、病床の整備を病床過剰地域から非過剰地域へ誘導し、病院・病床の地域偏在を是正。
- 基準病床数は、全国統一の算定式により算定。（医療法施行規則第30条の30）

【病床の種類と算定方法】

病床の種類	算定方法
一般病床・療養病床	二次医療圏ごとの性別・年齢階級別人口、病床利用率等から計算 ※ただし、圏外への流出患者数が圏内への流入患者数を上回る場合、「(流出患者数－流入患者数)×1/3」を限度として基準病床数を加算することが可能
精神病床	年齢階級別人口1年以上継続して入院している割合、病床利用率等から計算 ※ただし、県内施設における県内在住の患者数が年齢階級別人口に年齢階級別入院率を乗じた数を下回る場合、「(県外入院患者数/病床利用率)×1/3」を限度として基準病床数を加算することが可能
結核病床	結核の予防等を図るため必要な数を知事が定める
感染症病床	特定感染症指定医療機関等の感染症病床の合計数を基準に知事が定める

※病床数の算定に関する例外措置

- ① 救急医療のための病床や治験のための病床など、更なる整備が必要となる一定の病床については、病床過剰地域であっても整備することができる特例を設定
 - ア がん又は循環器疾患の専門病床
 - イ 小児疾患専門病床
 - ウ 周産期疾患に係る病床
 - エ 救急医療に係る病床
 - 等
- ② 一般住民に対する医療を行わない等の一定の病床は既存病床数に算定しない（病床数の補正）
 - ア 重症心身障害児施設の病床
 - イ バックベッドが確保されているICU病床
 - ウ 国立ハンセン病療養所の病床等
 - エ 介護老人保健施設
 - 等

(2)本県における基準病床数

病床の種別	圏 域	基準病床数 (①)	既存病床数※ (②)	差 (②-①)	
療養病床 及び 一般病床	二次保健医療圏	盛 岡	5, 7 2 3 床	6, 2 6 4 床	5 4 1 床
		岩 手 中 部	1, 8 2 8 床	1, 8 8 0 床	5 2 床
		胆 江	1, 7 4 3 床	1, 4 4 2 床	△3 0 1 床
		両 磐	1, 3 5 7 床	1, 2 4 8 床	△1 0 9 床
		気 仙	7 2 1 床	5 8 5 床	△1 3 6 床
		釜 石	5 1 9 床	7 6 4 床	2 4 5 床
		宮 古	7 6 6 床	7 2 9 床	△3 7 床
		久 慈	3 9 5 床	5 0 8 床	1 1 3 床
		二 戸	3 9 9 床	5 2 6 床	1 2 7 床
		合 計	1 3, 4 5 1 床	1 3, 9 4 6 床	4 9 5 床
精神病床	三次保健医療圏	県 の 区 域	4, 4 9 7 床	4, 5 4 5 床	4 8 床
感染症病床		県 の 区 域	4 0 床	3 8 床	△2 床
結核病床		県 の 区 域	1 2 6 床	1 3 9 床	1 3 床

※平成23年9月30日現在